

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ア 建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品
定額法
 - イ リース資産
該当なし
- (2) 引当金の計上基準
 - ア 賞与引当金
職員に支給する賞与見込額のうち、当期の負担に属する額を計上している。
 - イ 退職給付引当金
 - (ア) 事業団退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額に基づいて計算した退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
 - (イ) 県社協退職給付引当金
岩手県社会福祉協議会の実施する退会共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担額に相当する額を計上している。
 - (ウ) 全事協退職給付引当金
全国社会福祉事業団協議会の実施する年金共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担額に相当する額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (4) リース会計基準適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当なし
- (5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ア 製品又は仕掛品
個別法による原価法
 - イ 製品又は仕掛品以外の棚卸資産
最終仕入原価法

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
対象職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
対象職員について、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業に加入している。
- (3) 全事協年金共済制度
対象職員について、全国社会福祉事業団協議会の実施する年金共済事業に加入している。
- (4) 差額支給
対象職員について、社会福祉施設職員等退職手当共済制度と民間退職共済制度に基づく合計額が、職員の給与に関する規程による算出額より少ない時はその差額を支給する。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 事務局拠点（社会福祉事業）
 - 「事務局」
 - 「事務局（運営補助）」
 - 「相談支援事業」
 - 「相談支援事業（委託事業）」
 - イ けやき荘拠点（社会福祉事業）
 - ウ しらたき工房拠点（社会福祉事業）
 - 「就労継続支援事業B型」
 - 「生活介護事業」
 - 「地域活動支援センターⅡ型」
 - 「相談支援事業」
 - 「地域生活支援事業（日中一時）」
 - エ ひまわり学園拠点（社会福祉事業）
 - 「ひまわり学園」
 - 「母子通園事業」
 - 「相談支援事業」
 - 「地域生活支援事業（日中一時）」
 - オ 身体障害者福祉センター拠点（社会福祉事業）
 - 「身体障害者福祉センター」
 - 「リフト付福祉バス運行事業」
 - 「相談支援事業」
 - カ 地域福祉センター拠点（社会福祉事業）
 - 「センター事業」
 - 「生活介護事業」
 - 「通所介護事業」
 - 「相談支援事業」
 - 「地域生活支援事業（日中一時）」
 - キ いるかデイ仙北拠点（社会福祉事業）
 - 「放課後等デイサービス事業」
 - 「生活介護事業」
 - 「相談支援事業」
 - 「地域生活支援事業（日中一時）」
 - ク かつら荘拠点（社会福祉事業）
 - ケ 児童発達支援事業拠点（社会福祉事業）
 - 「いるか教室」
 - 「いるか教室 相談支援事業」
 - 「いるか教室つしだ」
 - 「いるか教室つしだ 相談支援事業」
 - コ 放課後等デイサービス事業拠点（社会福祉事業）
 - 「いるかデイ中屋敷」
 - 「いるかデイ中屋敷 相談支援事業」
 - 「いるかデイ中屋敷 地域生活支援事業（日中一時）」
 - 「いるかデイ東見前」
 - 「いるかデイ東見前 相談支援事業」
 - 「いるかデイ東見前 地域生活支援事業（日中一時）」
 - サ 津志田つばさ園拠点（社会福祉事業）
 - シ 老人福祉センター拠点（社会福祉事業）
 - ス 児童館・児童センター拠点（社会福祉事業）
 - セ 共同生活援助事業拠点（社会福祉事業）
 - 「共同生活援助事業（グループホーム）」
 - 「短期入所事業（ショートステイ）」
 - ソ 永井保育園拠点（社会福祉事業）
 - タ 中央通勤労青少年ホーム拠点（公益事業）
 - チ 地区活動・地域交流活性化センター拠点（公益事業）
 - ツ 老人憩いの家拠点（公益事業）
 - テ 世代交流センター拠点（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	129,922,000	0	0	129,922,000
建物（津志田つばさ園）	153,061,402	0	9,408,287	143,653,115
建物（いるか教室つしだ）	24,897,632	0	1,507,496	23,390,136
建物（永井保育園）	0	74,233,988	3,635,012	70,598,976
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	310,881,034	74,233,988	14,550,795	370,564,227

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	0	円
計	0	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	0	円
計	0	

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産 土地	129,922,000	0	129,922,000
基本財産 建物（つばさ）	204,528,013	60,874,898	143,653,115
基本財産 建物（つしだ）	32,771,684	9,381,548	23,390,136
基本財産 建物（永井保育園）	74,233,988	3,635,012	70,598,976
その他 構築物	30,433,866	15,481,572	14,952,294
その他 車輛運搬具	4,355,000	4,354,997	3
その他 器具及び備品	52,532,474	42,204,367	10,328,107
合 計	528,777,025	135,932,394	392,844,631

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債 権 額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
該当なし	0	0	0
合 計	0	0	0

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし	0	0	0
合 計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の内容	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員・兼務等	事業上の関係				
該当なし			0						0		0

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし